

心身障害児通園施設条例の一部を 改正する条例など29議案を可決

平成20年第3回定例会は、9月4日から9月25日までの22日間の会期で開催されました。今定例会では、市長提出議案「東久留米市心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例」ほか25件、議員提出議案(意見書・決議案含む) 17件、請願24件を審議しました。結果は4面をご覧ください。

心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例を可決

「東久留米市心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例」は、9月16日の厚生委員会審査され、9月25日の本会議において全員賛成で可決されました。

本条は、市立わかさ学園で実施している児童福祉法に基づく肢体不自由児施設支援事業を、平成21年1月1日から、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として40名、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業は25名となっているが、平成21年1月1日からは、児童デイサービス35名になる。

②対象は市民で、利用者はケースワーカーの調査を受けて受給者証を交付された乳幼児。

③保護者負担金は、肢体不自由児の保護者は児童福祉法から障害者自立支援法に移行する。

④現行の児童福祉法に基づく肢体不自由児通園施設は、診療所を併設、園長は医師であるが、本年12月をもって法的根拠がなくなるため診療所と園医制度を廃止し、嘱託医が園児の健康管理を行うとしている。

【委員会での質疑から】

【質問】医師の配置が変わるが療育に影響はないか。

【答弁】園医制度はなくなるが、実態に合わせた形で主治医および嘱託医を配置し連携をとっていききたい。

市立さいわい福祉センター条例の一部を改正する条例を可決

「東久留米市立さいわい福祉センター条例の一部を改正する条例」は、9月16日の厚生委員会審査され、9月25日の本会議において全員賛成で可決されました。

本条は、さいわい福祉センターで実施している障害者自立支援法による障害者自立支援法に基づく障害者自立支援事業への移行先は、新体系事業への移行先は、



みどり豊かなしんやま親水広場
(黒目川上流・下里四丁目)

【委員会での質疑から】

【質問】なかなか就労に移行できない方への支援は非常に大きな課題となっていくが、見解は。

【答弁】車いす対応の方の就労が難しいという課題については、現在、さいわい福祉センターと市内の各事業所との調整を図っている。

【質問】わが市の場合、「かなえ」が重度の障がいを持った方の小規模作業所になり得ていく施設と思うが、市としてサポートしていく考えは。

【答弁】現在、具体的に検討する段階には達していないと思われる。

【質問】自立支援法移行によって利用料が大きく増える可能性があるが、今後の考え方は。

【答弁】平成21年3月31日までは激変緩和の軽減措置の要綱を設置している。4月1日以降については、現在検討していない。

【質問】今は待機児がないとしても、今後、定員増が課題となり検討する必要があると思うが。

【答弁】定員増によりさまざまな財政負担が生じてくるので、定員増は考えていない。

【質問】これまでは医師が園長であったが、今後どうなるのか。

【答弁】施設長という形になり、現在の係長職の職員に任せる考えである。

【質問】緊急質問

小学校給食・保育園給食に異物混入

今定例会最終日に、小学校給食・保育園給食への異物混入について、7名の議員から緊急質問が行われました。主な内容は次の通りです。

【質問】16年度から20年度の異物混入報告書を見ると小学校24件、保育園17件の異物混入とある。事故後の保護者への対応は。

【答弁】小学校給食においては東久留米市立学校給食危機管理マニュアルを定め、場合によって、保護者全員への緊急連絡、被害児童の保護者に対する経過報告・謝罪などを行っている。保育園においては危機管理マニュアルに基づき、どの段階での異物混入なのかによって対応している。保護者への説明は、保護者説明会や便りなどで経過や再発防止の対応を説明している。

市立学校設置条例の一部を改正する条例を可決

「東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例」は、9月17日の文教委員会審査され、9月25日の本会議において賛成多数で可決されました。

本条は、中部地域の第一・第三・第五小および第八小の学校再編成に伴い、第八小を平成22年4月1日をもって廃止するため、条例の一部を改正するものです。

【委員会での質疑から】

【質問】学校再編成計画では統合準備会をつくり議論していくとしている。準備会がまだできていない状況でなぜ9月議会に条例提案なのか。早過ぎるのでは。

【答弁】条例提案に当たり、準備会が立ち上がっていることが前提と受け止めていない。これから年度の予算編成時期を迎えること、保護者等との話し合いの場で廃止時期を明らかにすることが教育委員会の責任と判断し提案した。

【質問】条例案には賛成するが提出が遅いと思っている。東部・西部地域の統廃合を次から次へと進める考えはないとのことだが、進めるべきと考えるが見解を。

【答弁】全く考えていないわけではない。内部的に十分検討しているが、公にするまでに至っていない。

【質問】ものを購入し対応している。汚染米とメラミンの問題が社会問題になっているが、わが市の給食は関係してくるのか。

【質問】調理器具の劣化と思われる事故が幾つかあるが市として経年管理をしているのか。

【答弁】メーカーから年数の限度の報告を受けている。なるべく劣化の恐れのないものを購入し対応している。

【質問】食品は一切使用していない。民間業者弁当に転換することで責任の所在を明確にできると思うが。

【答弁】指摘は指摘と受け止めて、事故が起こらないよう日常業務の中で最大限努力したい。

【質問】今後の中部・西部を含めての統廃合は、一つの内部の目安・基準をつくってもらいたい。

【答弁】単学級を解消する、複数学級にするというのが基本的な考え方、大きな判断基準の一つである。

【質問】中部地域の学校統廃合に伴う子どもたちへの心のケアは十分か。

【答弁】市の財源で、第一・第三・第五・第八小に、週に1回程度スクールカウンセラーと学生ボランティアを配置。なお、第八小には校長からの依頼により、授業支援、フレンドシップな話し相手として、1人週1回程度で学生ボランティア2名を配置している。

【質問】東久留米市児童保育運営費徴収条例の一部を改正する条例」は、9月16日の厚生委員会審査され、9月25日の本会議において全員賛成で可決されました。

本条は、保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額の多子軽減の拡大に基づき、保育料の特例を改正する必要があるほか、中国残留邦人等の円滑な帰

新副議長に宮川豊史氏

9月1日付けで桜木議員が副議長を辞職したため、本会議初日(9月4日)に選挙が行われ、投票により宮川豊史議員(久留米ハーブネット)が当選しました。宮川議員(35歳)は、平成15年4月、議員に当選し、現在2期目。総務委員会副委員長、議会報編集委員会副委員長、土地開発公社評議員などを歴任。

今号の内容案内	
一般質問	2・3面
補正予算質疑	4面
提出議案と結果	4面
意見書・決議・請願など	4面